

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 法人で採用する退職給付制度

以下の拠点の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

- (1) 自立訓練（機能訓練）事業拠点区分（社会福祉事業）
- (2) 居宅サービス事業拠点区分（社会福祉事業）
- (3) せんしょう庵拠点区分（社会福祉事業）
- (4) 相談支援事業拠点区分（社会福祉事業）
- (5) 宮城野障害者福祉センター拠点区分（社会福祉事業）
- (6) 若林障害者福祉センター拠点区分（社会福祉事業）
- (7) 太白障害者福祉センター拠点区分（社会福祉事業）
- (8) 事務局拠点区分（公益事業）
- (9) 仙台市障害者就労支援センター拠点区分（公益事業）

### 3 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の4様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）  
は省略している。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点区分（社会福祉事業）
    - ・「法人本部」
  - イ 自立訓練（機能訓練）事業拠点区分（社会福祉事業）
    - ・「宮城野自立訓練（機能訓練）事業」
    - ・「若林自立訓練（機能訓練）事業」
    - ・「太白自立訓練（機能訓練）事業」
  - ウ 居宅サービス事業拠点区分（社会福祉事業）
    - ・「居宅介護事業」
    - ・「重度訪問介護事業」
    - ・「同行援護事業」
  - エ せんしょう庵拠点区分（社会福祉事業）
    - ・「就労移行支援事業」
    - ・「就労継続支援（B型）事業（主たる事業所）」
    - ・「就労継続支援（B型）事業（従たる事業所・太白）」
    - ・「就労継続支援（B型）事業（従たる事業所・若林）」
    - ・「就労継続支援（B型）事業（従たる事業所・福祉プラザ）」

- オ 相談支援事業拠点区分（社会福祉事業）
  - ・「ハンズ宮城野（委託）」
  - ・「ハンズ宮城野（一般）」
  - ・「ハンズ宮城野（特定）」
  - ・「ハンズ宮城野（障害児）」
  - ・「ハンズ太白（委託）」
  - ・「ハンズ太白（一般）」
  - ・「ハンズ太白（特定）」
  - ・「ハンズ太白（障害児）」
- カ 宮城野障害者福祉センター拠点区分（社会福祉事業）
  - ・「宮城野障害者福祉センター」
- キ 若林障害者福祉センター拠点区分（社会福祉事業）
  - ・「若林障害者福祉センター」
- ク 太白障害者福祉センター拠点区分（社会福祉事業）
  - ・「太白障害者福祉センター」
- ケ 訪問サービス事業拠点区分（社会福祉事業）
  - ・「訪問介護事業」
  - ・「介護予防訪問介護事業」
- コ 事務局拠点区分（公益事業）
  - ・「仙台市社会参加推進事業」
  - ・「仙台市身体障害者スポーツ振興事業」
  - ・「仙台市ガイドヘルパー派遣事業」
  - ・「仙台市全身性障害者等指名制介護助成事業」
  - ・「仙台市障害者相談事業」
  - ・「リフト付自動車運行事業」
  - ・「仙台市障害者親善国際交流事業」
  - ・「障害者の自立と社会参加を促進するための福祉対策事業」
  - ・「都道府県及び政令指定都市の障害者団体等との連携のための関連事業」
  - ・「同行援護従事者養成研修事業」
- サ 仙台市障害者就労支援センター拠点区分（公益事業）
  - ・「仙台市障害者就労支援センター運営管理」
  - ・「知的障害者非常勤嘱託職員に対するジョブコーチ支援業務」
  - ・「障害者雇用マッチング強化事業」
- シ 収益事業部拠点区分（収益事業）
  - ・「公共施設内における自動販売機の設置運営事業」

#### 4 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

#### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

#### 6 担保に供している資産

該当なし。

7 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
備品	577,700	577,696	4
車輛運搬具	10,137,187	8,803,920	1,333,267
電話加入権	147,784	0	147,784
差入保証金	1,070,000	0	1,070,000
合 計	11,932,671	9,381,616	2,551,055

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益  
該当なし。

9 関連当事者との取引の内容  
該当なし。

10 重要な偶発債務  
該当なし。

11 重要な後発事象  
該当なし。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状  
態を明らかにするために必要な事項

平成30年度決算において、せんしょう庵拠点区分の障害福祉サービス等事業収入を重複して計上したことが判明したため、仙台市に相談のうえ指導を受け、法人全体における資金収支計算書、事業活動決算書及び貸借対照表の各科目において1,911,071円を減額して計上した。

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

2 採用する退職給付制度

該当なし。

3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

4 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

6 担保に供している資産

該当なし。

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

9 重要な偶発債務

該当なし。

10 重要な後発事象

該当なし。

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（自立訓練（機能訓練）事業拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 自立訓練（機能訓練）事業拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））
  - ア 宮城野自立訓練（機能訓練）事業
  - イ 若林自立訓練（機能訓練）事業
  - ウ 太白自立訓練（機能訓練）事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（居宅サービス事業拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 居宅サービス事業拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
  - ア 居宅介護事業
  - イ 重度訪問介護事業
  - ウ 同行援護事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（せんしょう庵拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) せんしょう庵拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））
  - ア 就労継続支援（B型）事業所（主たる事業所）
  - イ 就労継続支援（B型）事業所（従たる事業所・太白）
  - ウ 就労継続支援（B型）事業所（従たる事業所・若林）
  - エ 就労継続支援（B型）事業所（従たる事業所・五橋）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
備品	195,300	195,299	1
車両運搬具	1,441,366	108,102	1,333,264
差入保証金	1,060,000	0	1,060,000
合 計	2,696,666	303,401	2,393,265

### 8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 9 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 10 重要な偶発債務

該当なし。

### 11 重要な後発事象

該当なし。

### 12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

平成30年度決算において、せんしょう庵拠点区分の障害福祉サービス等事業収入を重複して計上したことが判明したため、仙台市に相談のうえ指導を受け、せんしょう庵拠点区分における資金収支計算書、事業活動決算書及び貸借対照表の各科目において1,911,071円を減額して計上した。

## 計算書類に対する注記（相談支援事業拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 相談支援事業拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
  - ア ハンズ宮城野（委託）
  - イ ハンズ宮城野（一般）
  - ウ ハンズ宮城野（特定）
  - エ ハンズ宮城野（障害児）
  - オ ハンズ太白（委託）
  - カ ハンズ太白（一般）
  - キ ハンズ太白（特定）
  - ク ハンズ太白（障害児）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。



## 計算書類に対する注記（宮城野障害者福祉センター拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 宮城野障害者福祉センター拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（若林障害者福祉センター拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 若林障害者福祉センター拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（太白障害者福祉センター拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 太白障害者福祉センター拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（訪問サービス事業拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 訪問サービス事業拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
  - ア 訪問介護事業
  - イ 介護予防訪問介護事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（事務局拠点区分用）

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 事務局拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））
  - ア 仙台市社会参加推進事業
  - イ 仙台市身体障害者スポーツ振興事業
  - ウ 仙台市ガイドヘルパー派遣事業
  - エ 仙台市全身性障害者等指名制介護助成事業
  - オ 仙台市障害者相談事業
  - カ リフト付自動車運行事業
  - キ 仙台市障害者親善国際交流事業
  - ク 障害者の自立と社会参加を促進するための福祉対策事業
  - ケ 都道府県及び政令指定都市の障害者団体等との連携のための関連事業
  - コ 同行援護従事者養成研修事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

6 担保に供している資産

該当なし。

7 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
備品	382,400	382,397	3
車輛運搬具	8,695,821	8,695,818	3
電話加入権	147,784	0	147,784
差入保証金	10,000	0	10,000
合 計	9,236,005	9,078,215	157,790

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

9 関連当事者との取引の内容

該当なし。

10 重要な偶発債務

該当なし。

11 重要な後発事象

該当なし。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（仙台市障害者就労支援センター拠点用）

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

2 採用する退職給付制度

当該拠点区分の正職員および常勤嘱託職員について中小企業退職金共済制度に加入している。

3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 仙台市障害者就労支援センター拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
  - ア 仙台市障害者就労支援センター運営管理
  - イ 知的障害者非常勤嘱託職員に対するジョブコーチ支援業務
  - ウ 障害者雇用マッチング強化事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

6 担保に供している資産

該当なし。

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

9 重要な偶発債務

該当なし。

10 重要な後発事象

該当なし。

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（収益事業部拠点区分用）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし。

### 2 採用する退職給付制度

該当なし。

### 3 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当該拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 収益事業部拠点計算書類（会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

### 4 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6 担保に供している資産

該当なし。

### 7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

### 8 関連当事者との取引の内容

該当なし。

### 9 重要な偶発債務

該当なし。

### 10 重要な後発事象

該当なし。

### 11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。